

堺市告示第147号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び同条第6項の規定に基づき、次のとおり特定工程及び特定工程後の工程を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）第4条の11の規定により告示し、平成22年6月20日から施行する。

平成22年 5月18日

堺市長 竹山修身

1 中間検査を行う区域

堺市全域とする。

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又はこれら以外の構造及びこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。

（1）住宅の用途を含む建築物（長屋住宅、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）で、当該建築物の確認の申請部分（新築、増築、改築及び移転に限る。）の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの

（2）（1）の用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分（新築、増築、改築及び移転に限る。）の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程（工事を終えた時に中間検査を申請しなければならない工程）

（1）基礎工事に関する特定工程

法第6条1項第2号又は第3号に掲げる建築物の最下階の基礎に鉄筋を配置する工事（以下配筋工事という）を特定工程とする（法第68条の11の型式部材等に係る認証型式部材等製造者による工事を除く。）。ただし、工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

（2）建方工事等に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる工事（移転工事及び法第68条の11の型式部材等に係る認証型式部材等製造者による工事を除く。）を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	構 造	特定工程
1	①木造	屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程）
	②木造と鉄筋コンクリート造の混構造	木造部分の屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程）
	③木造と鉄骨造の混構造	①鉄骨造の建方工事 ②木造部分の屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程）
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）
3	鉄骨造	2階の床版の取付け又は2階の床の配筋工事（平屋については建方工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
5	その他の構造	屋根の工事
6	2の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事

（注、この表において2階とは、地階を除く最下階の直上階をいう。）

4 指定する特定工程後の工程（中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程）

（1）基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条1項第2号又は第3号に掲げる建築物の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下コンクリート打込み工事という）を特定工程後の工程とする。

（2）建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

	構 造	特定工程後の工程
1	①木造	壁の外装工事又は内装工事（下地工事を含む）
	②木造と鉄筋コンクリート造の混構造	木造部分の壁の外装工事又は内装工事（下地工事を含む）

	③木造と鉄骨造の混構造	①木造の屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程） ②木造部分の壁の外装工事又は内装工事（下地工事を含む）
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
3	鉄骨造	床のコンクリート打込み工事、壁の外装工事及び内装工事
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
6	2の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	4の（2）の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応する、5の（2）の表の2の項から5の項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

（注、この表において2階とは、地階を除く最下階の直上階をいう。）

#### 5 適用の除外

法18条及び法第85条の適用を受ける建築物については、この告示は、適用しない。

#### 6 その他

法第7条の3第1項及び同条第6項の規定に基づき指定する工程は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)附則第3条第4項の規定により、同法の施行日（平成19年6月20日）以後は、改正後の法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき指定した工程とみなされます。